

総社市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市広告掲載要綱に基づき、総社市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、総社市広告掲載要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 総社市（以下「市」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものを含む。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル横150ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEGとする。ただし、アニメーションGIFなどの動きのあるものは不可とする。
- (3) 容量 30キロバイト以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、市ホームページ、広報紙その他市の広報媒体を利用して行うものとする。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。
- 3 掲載申込みのあった広告は、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(掲載決定順序)

第5条 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、総社市広告掲載要綱第9条第1項の規定により掲載する広告の順序を決定する。ただし、同条第2項の規程にかかわらず順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

- 2 前項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載は、原則として月の初日からその月の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日、または12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合の広告開始日及び広告終了日については、市長が別に定める。

(掲載申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、総社市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添付して、市長に申し込むものとする。

2 広告の申込みは、1人の申請者に対し1月に1枠限りとする。

3 市長は、第1項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査・決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による総社市ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し掲載の可否を決定の上、総社市ホームページ広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、掲載の可否について疑義を生じた場合は、総社市広告審査委員会による審査を経るものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 第9条第1項の規定により広告掲載承認決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、総社市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 市長は、第10条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき
- (3) 第11条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) その他市ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき

2 本市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、総社市ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

3 第9条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに総社市ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(広告掲載の取り下げの申出)

第15条 広告主は、所定の総社市ホームページ広告掲載取り下げ申出書(様式第4号)の提出により、市ホームページへの広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

- 3 前項の場合において1カ月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 次に掲げる理由により、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 4 広告主は、第9条第1項の規定により決定を受けた総社市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

- 第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年 1月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。